

札幌くらぶシンボルマーク、ロゴマーク使用基準

制定 平成29年10月25日第10回運営会議議決

1. 目的

この基準は、札幌くらぶが著作権を有するシンボルマーク、ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用について、遵守すべき事項を定めるものとする。

2. マーク使用の条件

マークは、札幌くらぶの活動を積極的に推進するという意思を表明するために使用する。

3. マーク使用の範囲

マークは、札幌くらぶが制作する印刷物又は文書若しくは画像（以下「制作物」という。）に使用するものとする。札幌くらぶ以外の制作物に使用するときには、札幌くらぶが提供する制作物を使用するものとする。

4. マーク使用にあたっての手続き

マークの使用にあたっては、事前に運営会議又は役員若しくは事務局長の承認を得るものとする。承認された後、使用者は札幌くらぶホームページの札幌くらぶのロゴマークとシンボルマークページ（以下「HP」という。）からマークをダウンロードして使用することができる。マークの使用にあたって、必要に応じて条件をつけることができるものとする。

5. シンボルマーク基本デザイン

シンボルマークの基本デザインは、HPの札幌くらぶシンボルマークのSM-1（基本パターン）とする。用途に応じ、SM-2（淡色パターン）は透かしデザイン用に、SM-3（モノクロパターン）はモノクロ又は単色用に主に使用することを基本とする。

6. ロゴマーク基本デザイン

ロゴマークの基本デザインは、HPの札幌くらぶロゴマークのLG-1とする。用途に応じ、LG-2はモノクロ又は単色用に、LG-3は濃い地色に使用する。

7. マークの使用料

マークは、無償で使用するものとする。

8. 使用者の義務

使用者は、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある使用を行わないものとする。

る。使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を知ったときは、札幌くらぶに通知しなければならない。

9. マーク使用の禁止事項

次のようなマークの使用は禁止する。

- (1) 札幌くらぶの制作物と誤認させるような使用
- (2) マークの使用範囲に反する使用
- (3) カラーを指定以外に変えて使用
- (4) 変形、書体を変える、フチどりをする等原形を変える使用
- (5) 構成要素を変える使用

10. マークの不適切な使用などにあたっての措置

使用者が基準に違反する使用が認められる場合、必要に応じて次の措置を講ずることとする。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 使用の取り消し

11. 施行期日

- (1) この基準は、平成29（2017）年10月25日施行する
- (2) この基準施行前に使用したシンボルマーク、ロゴマークの制作物は、この基準の「2. マーク使用の条件」により使用したものとみなす。